



シンポジウムの概要と意義 — 科研費研究の紹介も含めて

はじめに

京都府立総合資料館所蔵の「京都府行政文書」のうち、昭和21年度までの15,407点は、平成14年に国の重要文化財に指定された。都道府県の近代行政文書としては、はじめてのことであった。

この「京都府行政文書」を対象に、近代行政文書についての史科学・保存科学の両面からの本格的な研究をすすめるため、「京都府行政文書を中心とした近代行政文書についての史科学的研究」という課題で、平成17年度から3年間の文部科学省科学研究費補助金(基盤B)を受けた研究グループが組織された。このグループは、京都府立大学小林啓治准教授(日本近代史)を代表者とし、歴史学・保存科学分野の十数名の研究者が参加したもので、当館も対象資料の所蔵機関として参加した¹。

この科研費研究の成果を中間段階ではあるが広く公表し、様々な立場からの議論をいただくため、平成19(2007)年8月26日(日)に京都市下京区のキャンパスプラザ京都において、公開シンポジウム「未来への遺産—重

¹ 京都府行政文書の評価と可能性については、小林啓治2007「行政文書保存、まず京から」『京都新聞』(2007年11月19日)を参照。

要文化財「京都府行政文書」の保存と活用—を開催した。このシンポジウムは、科研グループと京都府が主催し、国立公文書館ほか関係機関・報道機関等の後援を得たものである。

本稿は、このシンポジウムと、その母体となっている科研費研究について、その概要と意義を述べたものである。なおシンポジウム自体については、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会『会報』第80号(2007年11月発行)にも報告を行っている。

科研費研究・シンポジウムでの展開

当科研の目的は当初次の三点とされた。第一に、近代行政文書に特徴的な形状・素材の多様性・多様な筆記方法などを分類整理して損傷状態の評価方法を検討する。第二に、「京都府行政文書」の多種多用な内容を史料論的観点から整理分類する基準を検討し、本資料の中心を占める簿冊類を形態論的に分類し、年次ごとに整理された現在の目録に加えて、確定された分類基準に則したデータ・ベース化を推進する。また、劣化状況などの保存状態もデータとして集積する。第三に、府内各地および他府県の行政文書の保存実態や保存方法についても調査を行い、適切な保存および利用のあり方を検討する。各市町村の行政文書と「京都府行政文書」との体系的連関について解明し、近代行政文書の体系的把握を目指す。

これらの課題の達成のため、5回の全体研究会のほか、山口県文書館・宮崎県文書センター・滋賀県県民情報室・京都府八幡市ふる

さと学習館・沖縄県公文書館・沖縄県立図書館などへの出張調査を実施し、研究分担者・協力者による随時の来館調査も平行して実施した。日常的には、研究補助員による簿冊の状態を一紙ずつ確認する詳細調査と、破損・劣化の概要を把握する概要調査をそれぞれ抜き取りで行っている。この調査は従来各地で試みられてきた調査・研究を参考に組み立てられたものであり、近代行政文書の状態・劣化状況の調査方法に一定の整理をあたえることができると考えている。また、シンポジウムでの研究補助員によるポスター報告は、この日常的な調査で発見された課題を発展させたものである。

シンポジウムは、国立公文書館高山正也理事の基調講演のあと、5本のパネル報告を行い、休憩ののちフロアを巻き込んだディスカッションが行われた。パネル報告では、①府県庁文書（あるいは近代文書）についての史料学的研究の余地はまだまだあるということ、②日々閲覧される重要文化財、という特殊な状況にある資料群を、文化財保護法の趣旨をふまえて保存・活用するにはどのように考えればよいか、という2点が各報告に共通した課題であった。また、ディスカッションでの成果は以下のようにまとめられよう。近代行政文書の取扱について、文化財的側面を加味した指針が作られるべきであるが、その際には資料群全体をどのように捉えて管理するかというプログラムが必要になる。また、文化財として残すべき価値は何かを勘案しつつ、事例を積み重ねながら保存戦略をたてていくことが当面の方策となる。

近代資料の物理的保存という課題の共有へ

文化財保護法と近代行政文書の関係は、今回のシンポジウムではじめて公開の場で論じられたことになる²。では、なぜこの課題が浮上したのであろうか。

科研グループの5回の全体研究会には、文化庁美術学芸課の担当者や修理技術者、製紙の専門家など、ゲストを招いて議論を交わした。ともに対象資料を検討しながら、保存科学の考え方や歴史学からみた史料論などを戦わせた。その積み重ねのなかで、当初は主要な目的ではなかったが、強く意識されるようになってきたのが、文化財保護行政のなかで近代行政文書の物理的な保存と活用という課題をどのように考えるかという点であった。

最初に述べたように、対象資料は昭和21年度までが重要文化財に指定されており、指定文化財となった紙資料としては、最も現在に近い時期のものを含んでいると考えられる。さらに、京都府の資料は空襲の被害を受けなかったこともあり、昭和15年から21年の永年保存の資料だけでも2,593冊が残されている。このことは、京都府行政文書の指定が単に都道府県所蔵の公文書がはじめて指定されたということのみならず、質の良くない下級紙と謄写版・シアノ複写・写真などの多様な記録方法が使用された時期の資料が、非常に大量に文化財として取り扱われる最初の事例となったことを示している³。さらに、日々一般の方々への閲覧に供される資料群であるということも、大きな特徴である。

このような、従来の紙素材の重要文化財とはまったく条件の異なる資料をどう物理的に保存し活用するか、具体的な検討を始めた途端に焦点となったのが、積み重ねられてきた文化財保護行政の発想や手続き、また実際の手法という部分であった。

優品主義・美品主義という意識の転換は不徹底ながら従来から主張されてきており、京都府行政文書が重要文化財となったのもその延長線上でのことである。では、「大量」の「弱い」歴史資料は、文化財として従来の方

² シンポジウム参加者から事後に大きな反響があったのもこの点であった。

³ 公文書として平成10年6月に最初に重要文化財となった「公文録」（国立公文書館蔵）は明治18(1885)年まで、平成15年5月指定の「鉄道古文書」（鉄道博物館蔵）でも明治26(1893)年までである。

法のままで十分に取り扱いえるのであろうか。

この点について、シンポジウムでの石川登志雄報告をもとに、もう少し述べてみたい。石川の報告は、近代行政文書を文化財として捉えることの有効性と課題についてのものであった。

石川は、報告の前提として、「近代史料」としての近代行政文書を「文化財」概念で捉え直すことが指定の意味であり、その保護は国民的課題であると述べる。さらに都道府県の近代行政文書として京都府行政文書がはじめて指定された際の留意点として、①町村合併時の公文書散逸への危機感、②保管・保存修理を個々の資料保存機関の裁量のみで頼れないこと、③モノ的な価値を保存・保護することによる、よりいっそうの歴史的価値の保全、④修理における改変の許容度をどう考えて、紙資料におけるモノの形をどのようにして残すか、の4点を挙げている。

その上で、文化財指定の意義として、近代行政文書の保存の重要性を喚起したこと、近代紙資料の積極的保存が検討されること、文化財としての修理の必要性が喚起されたことをあげている。一方で、簡易な補修が行いにくくなったこと、閲覧・複写方法の制限などの制約があることも同時に論じられた。

また、真正性（オーセンティシティ）の問題も取り上げられた。この課題はアーカイブスの世界では最近では電子文書との関連で論じられることが多いが、ここでは文化財という課題からみた場合のものである。石川は第一義的にそれらの文書が作成された時点での姿を尊重したいとしている。しかし、石川自身も留意しているように、行政文書は一旦完結したものでも、使用されるなかで常に形状を変えていくのが実情であり、“現”状こそが歴史的所産である。指定時の姿をひとつの基準として、保存に害を与える素材を処理していく、という姿勢こそが、真正性の保持と長期保存という課題にそぐわしいと考える。

さらに石川は、原形保存・再修理の余地・修理記録の保存などの古典籍修理の今日的な

基本方針をあげ⁴、近代行政文書にも原則あてはまると論じたうえ、文化財保護法の規定・趣旨を尊重する形で、近代行政文書の修理ステージを4段階に区分し、修理の方針・内容を設定するという提案を行っている。

この提案の一番の特徴は、日常の閲覧によって発生する可能性がある小さな破損については、十分な指導を受けた職員が軽微な修理を行えるようにする、という点であろう。

ごく小さな第一歩であるし、指定を受けていない資料保存機関は収蔵資料に対して日常的に行っている行為であるが、文化財保護の世界から考えると、重要文化財の補修をこのような形で認めることがあるとすれば、非常に大きな考え方の転換となるのである。

以上の石川報告に代表されるような科研グループの議論は、おおまかにいうと、従来の文化財保護行政の発想・制度・方法に質的な転換を迫ることを提起し、近代行政文書の保存と活用に適合的な「独自の方法論」の構築、その重要性を改めて訴えているのである。

この点について、科研費グループにも属する富坂賢は、『月刊文化財』の特集「歴史資料30年のあゆみ」のなかで、「現在の文化財保護体系の中でどのような手段が講じられるか、さらにいうと独自の方法論を構築する必要性が求められることがわかって」と端的に述べている⁵。また、同じく川野邊渉も「歴史資料に特化した保護体制を」として、「歴史資料のように希少性も美術的価値も低い場合には、それに応じた保護体制が必要であり、「現在求められているのは、文化財価値の認識とその表明、所有者・関係者の啓発である。できるだけ多くのものを残すだけでよいと思う」と、抑制的ではあるが問題点を明確に指摘している⁶。

⁴ 池田寿2006「書籍古典籍古文書の修理」(『日本の美術』40080)

⁵ 富坂賢2007「近代文化遺産の保存と活用」(『月刊文化財』530)

⁶ 川野邊渉2007「歴史資料の保存修理における現状と課題」(『月刊文化財』530)

この議論は、科研費グループでも行ったものと共通しているが、もう少し広い視野から考えたとき、図書館界や保存科学でこの20年来最大の課題であった問題が、ようやく文化財保護行政・歴史学界において課題化されてきた、ということになる。酸性紙を非常に多く含む20世紀前半の資料をどう保全するかという1980年代に図書館界で提起された問題が⁷、国文学研究資料館史料館編2003『アーカイブズの科学』上・下(柏書房)「Vアーカイブズの保存と修復」所収の諸論考に象徴的なように、2000年前後にアーカイブズ界に意識され、この指定・科研・シンポジウムの流れもきっかけにして、文化財保護行政・歴史学界の課題としてようやく意識されてくる段階にいたったのである。

戦後長い間、歴史学とそれに親和性のあった公文書館・文化財保護行政の世界では、散逸を防ぐこと、資料を集積することに議論が集中していた⁸。この資料の一次的な保存という課題は、近年は阪神淡路大震災をきっかけにして改めて深められてきている⁹。

この点は、歴史学研究会委員会1995「1995年度歴史学研究会総会の報告」(『歴史学研究』675)に、歴史学の社会的役割として、研究・教育に加え、史料保存・アーカイブズ機能の充実というところが当然とされると述べられるところである¹⁰。

この提起から10年以上たって、大変な労力をかけてともかくも収集した資料が、実は日々劣化しているという困難な問題に、文化財保護行政・歴史学界は今ようやく取り組も

うとしているのである。

おわりに

文化財という概念を念頭においた近代行政文書の保存・活用についての議論はようやく本格化しようとしているところである。今後も当館の資料と同じような構成の行政文書群が、国や都道府県・市町村の文化財に指定されていくことであろう。その際に、当館の経験を是非参考にさせていただきたい。

この研究・シンポジウムの成果は、平成20年3月刊行予定の科研報告書にまとめる予定である。刊行された報告書についても、みなさまからご意見をいただき、近代行政文書の保存と活用についての議論を深めていければと考えている。

なお、本稿における見解は、一担当者としてのものであり、研究グループや京都府を代表するものでないことを付け加えておきたい。最後に、研究分担者・研究協力者・研究補助員、そのほか調査・研究に協力いただいた方々、そしてなによりもシンポジウムに参加し、その後も様々なご意見をいただいている方々に感謝申し上げます。

京都府立総合資料館 福島 幸宏

⁷ 代表的な成果はやはり、安江明夫・木部徹・原田淳夫編著1995『図書館と資料保存—酸性紙問題からの10年の歩み—』(雄松堂出版)であろう。

⁸ 歴史資料収集をめぐる苦闘の記録として印象的なのは、網野善彦1999『古文書返却の旅—戦後史学史の一齣—』(中公新書)である。

⁹ 歴史資料ネットワーク編2002『歴史資料ネットワーク活動報告書』(歴史資料ネットワーク)を参照。

¹⁰ 松尾尊兌1995「近現代史料論」『岩波講座 日本通史別巻3 史料論』(岩波書店)も参照のこと。